公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年八月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第六十二号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

（国民年金法の一部改正）

第一条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第十九条第一項中「又は兄弟姉妹」を「、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族」に改め、同条第四項中「第一項に規定する順序による」を「政令で定める」に改める。

第二十八条第一項ただし書中「ときに、」の下に「他の年金たる給付（」を加え、「以下この条において同じ。）若しくは」を「）又は」に改め、「するものを除く。」の下に「）をいう。」を加え、「他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付」を「他の年金たる給付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　六十六歳に達した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一　七十歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となつた者　他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日

二　七十歳に達した日後にある者（前号に該当する者を除く。）　七十歳に達した日

第三十四条第三項中「障害基礎年金」を「障害基礎年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害基礎年金」に改める。

第三十七条、第三十七条の二第一項及び第二項並びに第三十九条中「妻」を「配偶者」に改める。

第四十条第二項中「妻」を「配偶者」に、「すべて」を「全て」に改める。

第四十一条第二項中「妻」を「配偶者」に改める。

第四十一条の二第一項中「妻」を「配偶者」に、「さかのぼつて」を「遡つて」に改め、同条第二項中「妻」を「配偶者」に改める。

第五十二条の二第二項第二号及び第三項中「妻」を「配偶者」に改める。

第八十七条の二第一項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改め、同条第四項中「、同項の規定による保険料を納期限までに納付しなかつたときは、その納期限の日に」を削る。

第八十九条中「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料について、被保険者又は被保険者であつた者（次条から第九十条の三までにおいて「被保険者等」という。）から当該保険料に係る期間の各月につき、保険料を納付する旨の申出があつたときは、当該申出のあつた期間に係る保険料に限り、同項の規定は適用しない。

第九十条第一項中「被保険者又は被保険者であつた者（次条及び第九十条の三において「被保険者等」という。）」を「被保険者等」に改め、「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同項第一号、第三号及び第四号中「前年の所得」を「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」に改める。

第九十条の二第一項中「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同項第一号中「前年の所得」を「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」に改め、同条第二項中「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同項第一号中「前年の所得」を「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」に改める。

第九十条の三第一項中「及び第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削り、同項第一号中「前年の所得」を「当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得」に改める。

第九十四条第一項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改め、同項ただし書中「第九十条の二第一項」を「同条第一項」に改め、同条第二項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

第百五条第三項中「受給権者」の下に「又は受給権者の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者」を加える。

第百八条第二項中「第八十九条第一号」を「第八十九条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第百九条の四第一項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二　第八十九条第二項の規定による申出の受理

第百十六条第一項及び第百二十七条第三項第三号中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改める。

附則第三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（被保険者の資格の特例）」を付する。

附則第四条を削り、附則第四条の二を附則第四条とする。

附則第五条第一項第一号中「又は附則第四条第一項に規定する政令で定める者であるもの」を削り、同条第七項第二号中「できる者及び附則第四条第一項に規定する政令で定める者のいずれにも」を「できる者に」に改める。

附則第六条中「又は附則第四条第一項に規定する政令で定める者のいずれか」を削る。

附則第七条第一項中「第一号被保険者でなかつた期間のうち」を削り、「及び」を「、保険料納付済期間及び」に改める。

附則第九条の三の二第一項第四号を削る。

第二条　国民年金法の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第二十六条ただし書中「二十五年」を「十年」に改める。

第三十七条第三号中「受給権者」の下に「（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。）」を加え、同条第四号中「第二十六条ただし書に該当しないもの」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改める。

第四十九条第一項中「二十五年」を「十年」に改める。

第百九条の四第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第百九条の四第一項第三十五号の次に次の一号を加える。

三十五の二　附則第五条第五項の規定による申出の受理

附則第七条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第七条　削除

附則第七条の二の前に見出しとして「（被保険者期間に関する特例）」を付する。

附則第七条の五第二項中「第十条第一項、」を削り、同条第四項中「第十条第一項に規定する被保険者の資格に関する処分又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。